

関係各位

## 大阪府共募※事務局情報※No.232

(2021.08.24)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

### 「長崎県令和3年8月大雨災害義援金」(長崎県共募)の募集について

#### 1 趣旨

令和3年8月11日からの大雨により、県内各地で人的被害や家屋の損壊被害等が発生し、雲仙市、南島原市には災害救助法が適用されました。

長崎県共同募金会では、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

#### 2 義援金の名称

長崎県令和3年8月大雨災害義援金

#### 3 受付期間

令和3年8月24日(火)から12月30日(木)まで

#### 4 義援金の受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00930-0-239086	長崎県共同募金会令和3年8月大雨災害義援金
十八親和銀行	本店営業部	普通預金 0638151	社会福祉法人長崎県共同募金会
長崎銀行	本店営業部	普通預金 2124658	

※ ゆうちょ銀行の窓口での振替手数料は無料です。

※ 十八親和銀行本支店、長崎銀行本支店における窓口での振込みについての手数料は無料です。なお、上記金融機関でのATM及びインターネットバンキングを利用した振込みについての手数料は有料です。

※ 上記以外のお他銀行からの振込みについての手数料は有料です。

#### 5 義援金の配分

長崎県共同募金会で取りまとめた義援金は、長崎県、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者へ配分されます。

## 6 税制上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「長崎県令和3年8月大雨災害義援金募集要綱」を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

## 7 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

## 8 附則

この要綱は、令和3年8月24日から施行します。

## 9 問い合わせ先

社会福祉法人長崎県共同募金会  
〒852-8104 長崎県長崎市茂里町 3-24  
TEL : 095-846-8682  
FAX : 095-846-8565

## ※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

### 1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「長崎県令和3年8月大雨災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。  
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

### 2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「長崎県令和3年8月大雨災害義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

### 3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。